

女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画

京 極 町 長
京 極 町 議 会 議 長
京 極 町 教 育 委 員 会
京 極 町 農 業 委 員 会

平成28年4月1日

京極町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

京極町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき京極町長、京極町議会議長、京極町教育委員会、京極町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課において本計画の策定・変更・本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会、町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

また、この目標は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会、町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- ① 平成32年度までに、職員の年次休暇の平均取得日数を、平成27年の実績から30%以上引き上げ10日以上にする。
- ② 平成32年度までに、職員の平均超過勤務時間を、平成27年度の実績（月10.5時間）から1時間縮減し、月9.5時間以下にする。
- ③ 平成32年度までに、制度対象男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を100%にする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会、町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

① 平成28年度から、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。

管理職員は、職員の年次休暇の取得状況を把握するとともに、自ら率先して取得する等、休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努める。

② 毎週水曜日のノー残業デーの取組を推進し、定時退庁を勧奨する。

管理職員は、職員の時間外勤務の状況などを的確に把握したうえで個々の職員に指導するなど、時間外勤務の縮減に努める。

③ 配偶者出産休暇の対象になる職員に対し、管理職員による面談を行い制度の活用を積極的に働きかける。